

報告事項 1

職名変更処分義務付け請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和7年2月4日

教 職 員 課

## 職名変更処分義務付け請求事件について

### 1 当事者

原告（控訴人、上告人兼申立人）：教育委員会事務局 行政職員  
被告（被控訴人、被上告人兼相手方）：愛知県

### 2 事件の概要

原告は、原告が平成19年度に主任になり、その後の昇任がないにも関わらず、原告と同様の経歴の職員が順次昇任していることについて、教育委員会の人事評価制度実施要綱の評価がそもそも無効である、原告が上司や教育委員会から人事評価を冷遇されていた等として、被告が原告に対し正当な人事評価をしておらず違法であると主張し、原告が正当な人事評価を受けていれば相当であるとする給料の号給への昇格（過去に遡って順次変更し8級38号）及び職級への昇任（現在の職名が本庁部長、困難な業務を行う本庁の課長や地方機関の長）を求めたものである。（提起日：令和元年8月29日）

### 3 判決の概要

- (1) 判決結果 第一審判決 県側勝訴（令和5年11月29日）  
控訴審判決 県側勝訴（令和6年7月12日）  
上告審決定 県側勝訴（令和7年1月15日）

#### (2) 理由趣旨

本件は、被告を相手に、原告の給料の号給の昇格及び職級の昇任を命ずる旨の処分の義務付けを求めるものであり、行政事件訴訟法3条6項1号に定めるいわゆる非申請型義務付け訴訟であると解され、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」があり、かつ、「その損害を避けるため他に適当な方法がないとき」に限り、提起することができる（同法37条の2第1項）。

原告は、当該処分がされないことでいかなる損害を生じる「おそれ」があるかを明らかにしておらず、原告が当該処分を受けないことで給料が差し置かれ、本来あるべき給料との間の差額分の財産的な利益が侵害される「おそれ」と善解したとしても、これによる損害は金銭賠償によって事後的に填補することで足りるというべきであるから、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」はなく、「その損害を避けるため他に適当な方法がないとき」に当たるともいえず、不適法である。